

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第十四卷 第一號

昭和十一年一月一日發行

新年特別號

免稅點以下の小所得者への地方課税	法學博士 神戸正雄
勢力關係の性質	文學博士 高田保馬
ブラジルに於ける移民制限問題	法學博士 山本美越乃
政策研究に就て	經濟學博士 作田莊一
農業政策の擔當者としての産業組合	經濟學博士 八木芳之助
漁村經濟調査論	經濟學士 蛸川虎三
私經濟との比較による財政の本質	經濟學士 中川與之助
自由主義の論據	經濟學士 柴田敬
フランス・フランスに就いて	經濟學士 松岡孝兒
山口藩に於ける幕末の洋式工業	經濟學士 堀江保藏
支拂準備の法定に就て	經濟學士 中谷實
獨この漁場入會制度に就いて	經濟學士 岡本清造
積荷單獨海損填補方法の吟味	經濟學士 佐波宣平
ロッシヤの歴史的方法	經濟學士 白杉庄一郎
經營信任會の效果に就いて	經濟學士 大塚一朗
貿易統制の制限性と促進性	經濟學博士 谷口吉彦
酒稅の改正	經濟學博士 汐見三郎
現金の流通と預金の増減	經濟學博士 小島昌太郎
國益主法掛について	經濟學博士 本庄榮治郎

新着外國經濟雜誌主要論題

(裝 轉 載)

勢力關係の性質

高田保馬

社會的勢力による相互の關係、これを勢力關係といふ。社會的なる勢力が原因となつて、それから勢力關係が成立するのではない。二者は同一の事態の表裏である。一々の個人又は主體を中心として考へ、それが他の主體の意志を決定し得る姿をとり出して來るときに、そこに社會的勢力があると見る。多數の主體相互の間に於て、此の如く決定し決定せらるる關係があるときに、此相互の關係自體をとり出して、そこに勢力關係があるといふ。勢力關係の外に勢力があるのでもなく、又勢力の外に勢力關係があるのでもない。けれども分析の上に於ては、さう勢力のみをぬき出して考察し、勢力關係がその上に如何に築かれてゐるかを見ることが出来る。

従つて勢力關係の理解は、かゝる考察の順序をとる限り、此關係に入りこむところの社會的勢力の分配を前提とする。此勢力の分配は二様に行はれる。一は社會から出發するものであり、他は個人から出發するものである。後の仕方に於ては、個人が直接に社會の各成員から社會的勢力をひきよせる。それは社會が其存續の爲に徵發したる力を成員の上に分配することによつて行はるるのではない。たゞ個々の成員の資格そのものが成員相互間の關係に於て勢力を成立せしめ、これを彼のものたらしめる。勿論此個人的に成立したる勢力は社會の制度、又は社會意識の内容(たとへば慣習・道德)として取入れらるるに及び、もはや、個人的に成立すると云ふ性質を失つて、社會に出發し、社會によつて與へらるる勢力となる。

社會に出發する勢力は、表名的なるもの、即ち一定の人格の名によつて(たとへば國家、君主、自治體等の如き)分配せらるるものと、無名的なるもの、即ち世間によつて、一定の人格の名によらずして分配せらるるものとに分たれる。前者はまた、一定の機能を營むものに對して、機能の故に與へらるるところの勢力と、機能を離れて、一定の特殊なる地位として與へらるるところの勢力とに分たれる。即ち一は機能的に分配せられたるもの、他は機能的に分配せられたるものである。なほ世間によつて與へらるる勢力といふのは、慣習、道德、又は、輿論などといふ社會意識によるところの支持、即ち社會一般とも云

ふべきものからの保護や保障そのものである。

全體社會が自らを維持する爲に必要とするところの社會的壓力が、個人個人の分享するところとなるや、それぞれの社會的勢力となる。このことについては、既に説明を加へた。社會的勢力の分配の全貌をしる爲には、個人に出發するところのその性質を考へねばならぬ。即ち、社會が個人に分享せしむる勢力でなく、個人が其資格によつて、周囲の個人から云はゞ個人的に、微分的に、與へらるるところの勢力である。ここには、後者について分析を加へ、然る後に、勢力關係そのものの性質を考へよう。

二

社會によつて個人に與へらるるところの、云はゞ個人が社會から分配せらるるところの勢力は、極めて顯著なるものである。けれども、社會的勢力の形成に於て、個人は單に社會からこれを受取るといふに止まらぬ。個人から出發し、個人に於て形成せらるるところの社會的勢力がある。勿論、その作用がある過程をへて社會意識の中に加はると、「此個人から出發する社會的勢力」といふものもやがては、社會によつて分配せらるるものに姿を變ずるであらうが、それは別の問題である。

個人はそれぞれに一定の能力、又は單にいつて力倆を有する。これは單に個人的才能のみを意味するものではなく、社會的に分配せられたる勢力によるところの能力をも意味する。ところで、此能力は、個人的關係の間に於て尊重(又は消極的なる場合をあげると蔑視)せられ、従つて一種の上下關係をうむ。或る意味に於て、人人の間には自らなる從屬の傾向があり、此傾向が力の所在に向つて流れる。力強きもの(その要求をみたしうる可能の範圍の大なるもの)に向つては自ら尊重の念を覺える。此場合、各人は一定の威力をもつといふ。社會的勢力を離れたる個人的才能がどれだけかかる威力を伴ふかは、社會の組織によつて異なる。社會の階級的懸隔があまりに強きときには威力が主として、社會的勢力にのみ伴ひ、個人の才能に伴ふことが弱いであらう。

何れにせよ、それぞれの能力によつて、それぞれに尊重せられ、云はゞ此點からする評價の體統に一定の位置を占むる。社會一般の人人の間に於て共通なる見方は、遂には慣習の中に道德の中に取り入れらるるに至らうが、それまでに至らぬものは、云はゞ流動的なる個人的威力として認められる。此威力の中に於て、特に顯著なるものがある。それは權威 (Aurorität)、威光 (Prestige) 等と稱せらるるものである。これらのものは、それぞれ孤立したる事象であるといふよりも、個人の能力について認めらるる威力のうち、ある特定の色彩をもつもの、と見るべきではなからうか。

そこで、此威力を中心として、二群の事實に説明を加へたい。一は、社會に於ける種々なる部類(たとへば各職業)の人人の地位であり、他は、威光、權威等の事實である。まづ、前者について述べよう。われらは印度のカストに於て(少くもかつては)數百の部分集團がそれぞれ一定の上下的地位を有することをきいてゐる。このことは、カストといふ組織にまで固定せざるにしても、それらの間、何等かの程度に於て層位關係が存立しようとするものであり、カストといふ化石的組織がそれを固定化したるものであらうと思はしめる。而して同様なる傾向は、表面全く人人が對等の地位に立つと見ゆる種々の労働者相互の間に於ても、若干の程度に於て支配するものかと思ふ。今日、各部類の職業はそれぞれ異なる才能、訓練、教育を必要とし、又異なる道德習慣をもち、又其歴史的待遇、財産の水準をもつ。これらのことから、社會の人人、云はゞ世間は

各部類に對して、一定の尊重の程度を見積らうとし、此共通なる見積りは自ら風習、慣習の中に織り込まれるに至る。而して、それらの部類のもの力の若干とも、變化して來ると、またこの見積りがやはり、はじめは個人的に、後には社會的に修訂せられて來る。例へば、時代の精神又は社會の必要が動いて、一職業の活動に國家的重要性を強く認むるに至る場合の如きである。要するに、各種の部類に對しては、その能力に基いて、尊重の度盛が威力の現象として加へられ、それは社會意識の中にとりこまれるに至る。故に、今日、固定的身分組織がなく、所謂四民平等の社會にあつても、各部類の人人はそれぞれ一定の勢力的地位を占有する。勿論、それは十分に固定的のものではなく、社會の事情によつてたえず變化しうるものではあるけれども、ある程度まで傳統的のものであることも争ひがたい。

一部の學者によると、此尊重の度盛スカラといふものと、社會の必要又は要求をみたすといふ點から見たる社會的效用とが平行の關係に立ち、前者が後者によつて定まる。けれども、この見方は正しくない。¹⁾ 社會的效用の大小は各部類の人人に賦與するに異なる勢力を以てすることはある(例へば収入の大小)。而してこの勢力がかの度盛に作用することはある。けれども其效用そのものによつて尊重の度盛が支配せらるることにはない。尊重の程度を定むるものは力の大小であつて效用ではない。尊重といふことが一種の價值現象であるにしても、その程度は效用によつては定まらぬ。この點、久しく私の述べ來れる所である。

1) 社會的效用によつて之を説かうとする試の代表的なるものはグスタフ・シュモラアである。此點に關する私見はかつて『階級考』に詳論して置いた。

個人に出發する勢力としての威力の中に於て、顯著なる個性、又は顯著なる勢力に結びつけるものがある。それは一定の部類の人人の共通にもつものではなく、其優れたるもののみが享受するものである。威光は其一であり、權威は其二である。權威といふは、客觀的なるもの彼にありと云ふ信賴であると稱せられる。一定の文化方面に於て或人の仕事が最もよく客觀的價值に照して高いものである時、一々の仕事を離れて彼が信賴せられる、ある權力ある地位にあるものに對して、其意志がつねに規範となり、社會の方針を決定すると見る時、客觀的なるもの彼にありと云ふ信賴をもつ。これらの場合、彼等に權威が認められる。權威は一應價値の吟味の上に於て成立する。勿論、これにあつては自らなる尊敬、従つて服從が捧げられる。權威は價値の吟味の上に於て成立するものであるから、其限り條件的のものであり、時には權威をもつものが批判に上せられる。これに對して、威光は無條件的のものである。即ちある主體のもつ能力が測るべからざる感じ、容易に理解し把握し得べからざるざとところから來るといふ感じは、人人をして、自ら、無條件的なる從屬の態度に出でしめる。此能力は前述の如く、一方に於て個人のもつ社會的勢力であると共に、他方に於て個人的文化的能力である。權力に於て、富に於て隔絶せる高さにある人に對して、周圍のものは一種の威光を感じる。それは「侵しがたきもの」「神聖なるもの」としてすら感ぜられる。測るべからざるほどの力が威光の根原となれるわけである。このことは前述

の如く、ある主體の社會的勢力について認めらるるばかりではない。宗教、魔術、軍事、其他の文化的世俗的能力に於て卓越せるもの、近づきがたき高みにあるものについてもまた認められる。彼は其測るべからざる力の故に、從屬の對象となる。かゝる從屬は單に個人的のものであるとは稱しがたい。成員の多數の人人が同一なる態度をもつことが、相互に刺激し合つて一の社會意識の内容をなし、威光の相手を社會的勢力の座にまでする傾向がある。

此傾向が三の結果をなす。(1)社會的に分配せられたる勢力の支持者は極めて屢々此威光によつて其勢力を高め上げ、云はゞこれの補強作用を營む。勢力の加速度の法則は此の威光の作用によつて其作用をなすものがある。(2)社會的勢力の分配は一面に於て合理的なる原則によつて行はれ、他面、階級の利己的方針に従つて行はれる。後者によつて、分配の仕方が束縛せられざる限り、有能者に重要な機能の地位に選ばるるはずではあるが、別して其能力の故に一定の威光を社會的に認められたるものは、容易に指導的地位に達する。かくして地位に伴ふ勢力と個人のもつ威光とが相助け合ふ現象を生ずる。(3)此威光がある範圍の人々の間に於てであるにしても、一種の社會意識の内容にまで高まり上ると、そこには如何なる部分社會の勢力からも獨立なるところの社會的勢力が出来上る。而して、これは多くは其背後に一定の思潮、一定の運動と結びつく場合に於て、格別に力強いものとなる。云はゞ一定の思潮や運動が其中心に指導的地位としての社會的勢力として作り上げるにしても、それが個人の威光と結びつく場合に於ては、格別の強さをもつわけである。

ここで、單に威光といふのは、ある主體のもつ能力——社會的勢力であると個人的才能の力であるとを問はず——の故の從屬である。この從屬には文化的內容に関するものと、上下の人的關係に関するものとの二方面を數へ得るであらう。例へば藝術、宗教、藝術等に關しては、威光をもつものの業績、方針、主張が其理由根據を明にすることなしに、無條件に信賴尊奉せられる。加之、これらの文化内容を離れて、幾分とも彼的人格そのものが服從の對象となる。その程度は、社會組織がどこまで固定的のものであり、すべての地位がどこまで世襲的であるかによつて定まる。

上に述べたるが如く威光と稱したるものは、力の測るべからざるものに對する從屬の反面である。従つてそれは全く、人格の中心に對するものであり、理解を絶したるものに對する無條件の歸依である。勿論それは程度に於て種々なるものでは

あるが、單なる評價によつて、價值高きものに従ふといふ合理的態度とは全く別のものである。

此點について、權威と威光 (Autorial u. Prestige) とが屢々區別せられる。權威に對する從屬は客觀的なるものへの從屬として考へられる。ジンメルは權威が國家、教會的の超個人的勢力から個人格に賦與せられたる品位に基く場合と、個人への信賴から一般的となるに及び、彼に特權と公理的信任が與へらるるといふ事情に基く場合とをあげ、何れにせよ、客觀性と人格との一致が認めらるるといふことに重點を置いてゐる。これに對して威光にあつては、人格と客觀的なる規範、力との一致が缺ける、たゞ人格の中心に對しての無條件的なる服従がある。權威の冷靜なる性質はなほ批判の餘地を存するに比してこれにあつてはたゞ引きこまれるだけである。

謂ふに、權威は客觀的なるもの彼にありといふ信賴である。文化内容について云ふならば、今までの業績から一定の規範に照して高い價值をもつことが明にせられたから、一々其仕事を吟味することなくして、彼そのものが十分に信賴せられる。其他の例へば統制的範圍についていふと、一定の權力ある地位に立つ爲に、社會的規範の最後の決定が彼によつて下されるものと信賴せられる。かくして、客觀的なるものといふ一致の信賴せらるるところに、權威がある。これに對して威光の特質は、その力の不可測性に基く無條件的なる從屬にある。ガイガアがレオポルドの意味に於ける威光がマクス・ウェエバアのカリスマ (Charisma) に同じいといつたのも誤れることではないであらう。

かういふ立場からいふと、權威は間接的にはあるが、即ち人と客觀性との合一を前提とはしてゐるが、合理的なる、即ち合理的判斷に基く從屬を意味するといひ得る。自らの規範に照して吟味せぬ點に於て、直接に合理的ではないだけのことである。威光は本來不合理のものである。而して人格的のものであり、又同時に全人格的のものである。フ・アカントは、勢力關係を二分して指導と支配となし、前者を人格的のもの、後者を制度的のものとなしてゐるが、而して前者は純然たる內的勢力に基き、後者は外的勢力の介在を許すものとしてゐるが、ここまでは十分に理解し得るにしても、前者に於ける從屬が權威の上に立ち、後者に於けるそれが威光の上に立つとなし、權威の力は合理的のもの、威光のそれは非合理的魔力的のものともみてゐるのは、十分に解しがたい。制度的なる支配と人格的なる威光とが何故に相離れざる結合をなすのであるか。權威はウエエバアにあつては、支配と同視せられてゐる。而して、支配の一定型としてカリスマ (恩威、天祐) が數へらるることからいふと、權威の一の場合として威光が數へらるべきものとも思はれる。ウエエバアの支配概念については後に論及したいと思ふ。

- 2) Simmel, Soziologie, 1. Aufl. S. 136-137.
- 3) Theodor Geiger, Art. Führung. Handwörterbuch der Soziologie, S. 137; Max Weber, a. a. O., S. 124.
- 4) Vierkandt, a. a. O., S. 280-290.

威光の分析については屢々、レオポルドの見解が引用せられる。レオポルドの見解は極めて精密なるものであるが、要はこれを、情的なもの、相手の價值優越の感情であるとするにある。相手の價值優越の感情 (Mehrwertstimung) が個人の選擇を意識的には許しても、客觀的に許さぬやうな場合に威光があるといふ⁵⁾。而も經驗によつて認めたる價值は威光の源とはならぬ。われらの關心の對象にして理解し得ざるところのもの、従つて接近し難しといふ感情を伴ふものが威光を有する。權威にあつてはさうではない。これに對しては人々が判斷する立脚地を有する。而してこれに對して理性的評價をも下しうるものであるとする。權威はつねに特定方面に限局せられる。これらの點に於て、これと威光との間に距離がある。威光はかかる評價を前提とせず、それを伴ひうるものではない。それは氣分であり、無意識の間に生ずる、相手に於て理解しうべからざる優越の擬人化に外ならぬ。たゞ、レオポルドは威光を全く服従の本能から切りはなさうとしてゐるが、これは如何であらうか。やはり、此本能の獨發せらるる數多の場合の一として見るべきではなからうか。フンアカントは權威を價直に於ける優越に對するところの從屬と解しつつも、これが服従の本能の作用であることを認めてゐる⁶⁾。このことは威光、すゝみては威力のすべての範圍についても認め得られないであらうか。

要するに、國家の組織を中心としていふ時には、國家の意志によつて、機能的乃至機能外的に分配せらるるもののみが公生的勢力である。國家の權力、従つて、國家的秩序を前提とするに拘はらず、一方に於ては個人相互の交渉の間に於て、他方に於ては國家以外の部分社會の事情に従つて、分配せらるるところの社會勢力はすべて野生的勢力である。而して、國家的組織の變革はつねに、野生的勢力の分配と公生的勢力の分配とが著しく相背く場合に於て生ずる。

上に述べたるが如き種々なる社會的勢力の間には、かつて述べたるが如き、吸引の原則と吸收の原則とが作用する。即ち一定の關係に於て一定の勢力を得たるものには、自ら他の關係に於ける勢力が與へらるる傾向がある。即ち種々なる社會的勢力は相吸引して同一の主體を求むる傾向がある。これには二様の理由がある。一は勢力をもつものが其地位を利用して他の勢力を吸引しようとする努力である。二は勢力の新しき分配に際し、よほど材能そのものを重する必要のない限り、他の關係に於て既に勢力あるもの手に、云はゞ其主體に應じたる勢力が與へられようとする。即ち部分社會の社會意識はつねにかゝる傾向を是認する。このことを吸引の原則といふ。同一主體の手に數多の關係から種々なる社會的勢力が與へらるるに當つて、これらの勢力が方面を異にする限り、而して集中して一方面に作用し得ざる限り、云はゞ一の地位は他の地位に吸收せられる。このことは、一財が數多の用途をもつ場合、其價值が最高の用途によりて決定せらるるが如く、數多の方面に於ける諸勢力のう

5) Leopold, Prestige, 1916.

6) Vierkandt, a. a. O., S. 52.

ち、最も強きものが其人の社會的地位を決定する。たゞ、それらが一方面に集中して作用しうる事情にあるときにのみ、相集積して、主體の勢力を形づくり、其社會的地位を決定する。原則的には諸社會的勢力が方面を異にし、従つて其間に吸収の作用の行はるるのを見る。かゝる關係を吸収の原則といふ。

四

種々なる勢力が上に述べたるが如き事情によつて分配せらるることは、一面から見ると、やがて種々なる勢力關係の成立である。即ち、分配せられたる勢力が相互に作用し合ふところに勢力關係がある。こゝにかゝる勢力關係の諸形態を考察しよう。これにはまづ、組織外の勢力關係と、組織的又は組織内の勢力關係とを分つ。

組織内の勢力關係は組織自體が勢力の基礎をなすか、然らざるかによりて、支配關係と指導關係とを分つ。指導關係にあつては、個人的人格そのものがある種の威力をもつか、又は何等かの權威をもつ爲に、其意志のまゝに他の人人が追隨すると云ふ關係である。此場合に於て、從屬者は自ら自發的に價值を追求するといふ意識をもつ。原始社會に於ける指導者の如き、又は、組織が指導者人格を中心として漸く成立するところの、従つて組織そのものが強制を加ふるに及ばざる人格中心的集團内部の從屬關係の如きはこれに屬する。指導は既に宏大なる組織をもつ國家内部にあつては、種々なる文化範圍の各方面について、云はゞ部分的に成立するであらうし、低級の社會に於ては、比較的について、全面的關係に於て成立し得る。要するに、指導關係の特徴は、人格的價值的であると共に勢力が組織から派生せず、組織が勢力によつて支持せらるる點にある。組織自體が勢力の基礎をなし、従つて組織に伴ふ勢力が必要あらば強制を營みうる場合に於て、

勢力關係は支配關係となる。組織内部に於ける勢力關係は常に從屬者の意志内容が積極的に決定せらるる關係である。けれども指導關係に於ては、組織による壓力が加へられず、たゞ成員がその價值的優越を認むる限りに於て行はれる。支配關係にあつては、一定の意志が從屬者に對し、組織の勢力を以て強制せられる。一方の意志は命令となり、他方の態度は之に對する服従となる。此意味に於ける支配は、そこに行はれうる強制が主として、所謂外的勢力に基くか、然らずして内的勢力に基くかによりて、武力支配、又は非合則支配と合則支配 (Gewalt- od. illegitime Herrschaft u. legitime Herrschaft) とに分たれる。後者はこれを情意的なるものと、遵法的なるもの (legale Herrschaft) とに分つ。前者の中には、マクス・ウェエバアの恩威的支配^{カリスマ}、慣習的支配が含まれる。恩威的支配の指導とことなるところは、前者にあつては、組織が人格をまつて成立したると否とをとはず、それに強制しうる壓力が内存し、これが支配者の意志を強制しうるに反し、指導にあつては、たゞ從屬者の自發的なる行動に委せられてゐる、従つて從屬はたゞ見出さるるにすぎず、それは強ひらるることがない。遵法的支配は、支配の遂行の様式が一定の法規又は約款に従つて行はれ、又それが遵法的なるが故に從屬せられる。此場合に於ける支配を合法的、合理的といふ二の支配形態に分つ。即ち此從屬は更に進みて、支配の内容が合理的なることを要求し、價値あるが故にのみ從屬するといふ態度に於て行はるることがありうる。此場合、法規の内容そのものの合理性が要求せられる。而して、勢力は職權の必要最低限度までに低下する。此場合の

8) 此譯語は米田博士の教示に基いて私の試みたものである。神の恩寵によつて與へられたる天稟が威力をもつことによつて行はるる支配をさす。

支配を合理的支配と稱するを得よう。此状態は、或は人の人に對する強制的利用のやむ姿、又は單純なる行政などと稱せられる。或はまた、支配が經營に化すると云ひうるであらう。たゞ此場合といへども、強制は現に行はれないにもせよ、必要があるといつにても行はれうる状態にある。その意味に於て、そこには支配がある。支配が支配ならぬ管理に轉ずるとはいひがたからう。外的支配、恩威的支配、慣習的支配、合法的支配、合理的支配、これらの區別はすべて、支配關係に於ける從屬が如何なる動機に基くかによる區別である。

組織内の關係が支配服從、又は指導追隨の關係、要するに、積極的なる意志決定の關係であるに對し、組織外に於ける關係は消極的なる意志決定の關係である。即ち一方の主體の意志に對し、相手が其遂行を妨げぬやうに從屬するといふ關係である。相手の意志が主體の意志の遂行を妨げぬやうに規定せらるる關係である。かゝる關係は、組織内に於てではなく、組織外の交渉、即ち全體社會内部の人人が其地位、即ち其有する社會的勢力を背景としての相互交渉に於て成立する。各其有するところの社會的勢力の支持者として相交渉するところに、一定の勢力關係が成立する。勢力に於て優越せるものは、其勢力を行使する(特權を利用し、富力を消費する)と共に、相手から一般に尊敬を拂はれる。即ち一方は優越し、他方は從屬する。此種の關係を稱して、假に層位關係(Schichtenverhältnis)といはう。これは今日に於ては、有産者と無産者の間に存し、以前に於ける貴族と平民との間にもまた存してゐた。一般には此關係を稱して階級關係といふ。此場合、極めて

間接的なる意味に於てでなくては、支配關係が存在しない。

即ち有産者の階級的意志、即ち有産者といふ地位にあるものの集團的又は代表個人的意志が組織の支配方針を決定する場合には、有産者が間接的の意味に於て支配するといひ得らるるであらう。又此階級關係にあるものは一部の社會的なる關係に入りこみ、其間に組織を打ちたてうる。而して此組織は屢々、形式的に對等的ではあるが、實質的には非對等的支配的である。例へば一定の有産者と無産者とは容易に企業といふ部分社會の中に入りこむ。ところが、此企業に於ける兩者の關係は、形式的には飽まで對等的であるけれども、實質的に見ると、巨大なる財閥の企業について云へば、一の支配關係を作り上げてゐる。企業の巨大なる組織は自ら、一方には財力の故に、他方には個々人の意志に依存しなくなつてゐる組織の故に、強き拘束力をもつこととなり、各使用人はこの拘束力を以てのぞむ首脳部によつて、支配せられる。此意味に於て、有産者と無産者との間には一種の潜在的支配關係があるともいへる。昔の靜的貴族と常民との關係もやゝこれに似たものではなかつたか。とにかく有産者と無産者との關係は支配關係ではないが一の優勢關係であり、而もその中、層位關係、乃至階級關係として數へらるべきものである。

同様な層位にあるものの中、ことに利害の共通によつて結ばるるものが、利益の共通、地位の共通の意識によつて結ばれ、地位利益に於て相對立するものとの反抗の意識によつて相結合する場合に於て、そこには狹義の階級關係があるといふ。此場合、異なる層位のものとは相分れて一種の對抗的、争鬭的地位に立つ。此場合、階級は一の集團的存在である。而も、互に相對立しながらも、其間に一の優勢關係を維持してゐる。尤もかゝる狹義の階級關係は、層位關係としての廣義の階級關係が少くもその一部分、團體的對抗化したものであつて、それから全く離れたる利害の存在ではない。

企業内部の關係は、一應形式的には、對等的のものと思はれよう。即ちすべてが労働の賣買といふ基礎の上に立つてゐる。けれども、事實に於ては、主腦者が富や經營上の地位に於て勢力をもつことに伴つて、一種の威力を以て臨むばかりではない。從業者が其地位をやむれば、他に新なる地位を容易に求めがたい場合が多く、其結果、強き依存關係に置かれる。その結果、形式的には對等的である企業内部の關係が單なる組織に於ける管理、即ち意志の傳達執行の關係たること以上、一種の命令服從の關係にまで變質し得る。このことは、企業の組織が巨大であるほど、又成員が他に同様な地位を得ることの困難なるほど顯著である。

上は述べたることを前提として、今日の社會組織に於ける無産者、ひいては中等階級のものが如何なる社會的地位をしめ、如何なる社會的勢力を有するかを吟味しようと思ふ。

無産者層は、今日の國家組織によつて一定の勢力を分配せられてゐる。けれども、彼等が機能的分配によつて得る所は殆どない。彼等の階級の中から、國家の種々なる方面に於ける官吏となるものはある。けれども、官僚組織の體統内に於てそれらのものゝ占有する地位は最下層のところである。従つて、彼等はたゞ事務的末梢的なる職務をとるに過ぎず、仕事の上に於て一定の勢力をもつとは見られがたい。このことは、われらが下級の警官、官廳の書記等に對してもつところの見方である。彼等はなるほど、われらに對して、一定のことを強制し得る。けれども、彼等自體、其職務の體統内部に於て上位からの命令に従ふ手先たるに止ることが知り過ぎられてゐる。彼等は他方に於て、職業の如何を問はず、すべて一定の權利を國家によつて分配せられてゐる。法規の條章によつて彼等に保障せられたる權利、政治上の慣行によつて彼等に認められたる權利はそれである。けれども、これらのものは、なほ未だ決して一義的に彼等の社會的地位を決定するに足らぬであらう、これらの權利はたゞ彼等の地位、即ち其社會的全勢力關係の定まり得る範圍又は大體の範圍を示すに止まる。これらの保障せられたる權利の範圍に於て、如何なる勢力關係を築き上げるかは、他の種々なる事情の作用によつて。

彼等の少くもある部分のものは、其地位、利益の擁護のために、團結を作り上げる。勞働組合、又は無産者のための政黨といふ如きはこれである。これらの力は未だ以て直に國家組織そのものの變革をなすに足らぬこと、勿論であるけれども、その成員が此部分社會に結合し、それに向つて服従を捧ぐるだけ、而して此社會によつて國家に何等かの要求をもち込もうとするだけ、國家の少くも現在權力に對しては服従を差控ふるべからざるを得ぬ、國家に對する態度の形式的方面に於て變化なしとするも、其服従の實質に於て若干の作用が認めらるゝであらう。此點からして、彼等は各此部分社會の勢力を分掌する結果となり、他の階級のものに對する勢力に於て加ふるべからざるべきである。このことは、結社に屬するものが其階級の一部分のものであるに止まるとしても、團結の要求が原理的に彼等の階級に關するものである以上、組織せられざる部分といへども其影響によつて自己の勢力を加へうるであらう。

これだけのものは、團體即ち組織を中心として成立するところの勢力である。而も、彼等の勢力の決定的なる部分をなすものは、寧ろ社會に於て、萬人の萬人に對する交渉の間に、即ち組織外的にも一度云ひかふると、世間によつて、慣習、風俗、道徳の内容を通して與へらるゝ勢力乃至地位である。例へば、一社會には、一定の階級的地位のもの（例へば小賣商人、小作人

など)に對して、如何なる敬語を使ひ、如何なる挨拶敬禮の仕方をなし、如何なる態度を以て臨み、如何なる贈答の仕方をするかといふことが慣習により、又道徳的に、又風習として規定せられて居り、個人は此規範の外に出ることが許されぬ。そればかりではない。社會に於ける思潮、輿論、運動などの流れがある。この動きが彼等に都合よき時には、自然、社會の多數の考へ方が彼等を支持するに傾き、従つて彼等に對する精神的後援が與へられ、其勢力が規範の與ふるもの以上に高まる。要するに、世間の彼等に與ふる勢力といふものは、傳統による彼等への態度、彼等自身の一定態度の要求として定まる。而してこれを決定するものとしては、種々なるものがあらう。無産者のみについて見るも、彼等の社會的地位にはそれぞれ種々なるものがある。彼等はそれぞれの能力(これは個人的なる、及び集團に共通なる能力即ち才能手腕など、ならびにその社會的なる勢力をも意味する)によつて、今まで社會から、といふよりも世間から、それぞれの態度を以て對せられ、又自らそれぞれの態度に於て各地位のものに對したのであらう。而して此能力、勢力、時としてはこれと相ならびて作用する他の條件(出身地方、血統など)に應じて定まる態度こそは慣習等の傳統の中に固定化せられたるものであり、又新しき思潮輿論によつて變化してゆくものである。不熟練労働者と熟練労働者、これと知識労働者、又種々なる種類の知識労働者の間に於て、それぞれ能力を異にし、又其勢力を異にする。これらの差異あるが爲に、等しく労働者の中にあつても、それぞれの地位が主として傳統によつて與へられ、相互間の團結や思潮の動きによつて種々に變化を加へられる。

・勿論、彼等の受くる所の勞銀や云ふに足らぬ財産の如き經濟的因子が彼等の社會的地位を決定する上に作用せすとせぬ。それらは、彼等の地位を定むるやうに作用し、此作用はすでに傳統や道徳の中に織り込まれてゐるであらう。勞銀等によつて定まるところの社會的地位が勞銀を決定するといふのは、循環論に過ぎぬやうにも見えるであらう。けれども事實はさうではない。彼等の經濟的勢力が其經濟的事情を決定し、後者がやがてまた、經濟的勢力の上に反作用を及ぼすといふに外ならぬ。國家の與ふる特權の有無大小、國家以外の部分社會によつて與へらるゝ支持乃至勢力の強弱、傳統民風によつて定まるところの尊重又は賤視の程度、社會的思潮による支援の強さ。これらのものを決定する爲には、無産者中の各種類のもの、夫れ夫れの能力、練習、教育などがすべて作用する。かくして彼等の間に相對的なる勢力強弱の關係がある。即ち甲の職業と乙の職業、熟練労働と不熟練労働、知識労働と肉體労働、これらのものは、それぞれ相近き然れども相異なる勢力をもち、此勢力に應じて、相互間の勢力關係が成立してゐる。勿論かゝる關係は種々なる種類の無産者相互の間に存するといふけれども、同時に、此關係が彼等の各々と、他の階級との間に存立してゐる勢力關係の一側面であることを知らねばならぬ。即ち、無産者の各部

類 a_1, a_2, a_3, \dots 等相互の勢力上の關係もあるのであるが、それは社會の他の階級 B, C 等と a_1, a_2, a_3, \dots 等のそれぞれとの勢力上の關係の一面にすぎぬとも見得る。かゝる事情から無産者の社會的地位を理解することを得るわけであるが、全く同様にして、中等階級の社會的地位、資本家の社會的地位の如何なるものであるかをも理解することが出来る。

社會が極度に固定的性質をもつ場合に於ては、職業、出生等に應じて、成員が無数の、而も一定の層位を形づくる。其極端なる例は印度に於ける(以前の)カスト制度である。封建時代に於てすらかゝる層位の關係は可なりに固定的であつた。今日に於ては所謂四民平等の制度が支配すると見られてゐる。形式の上に於てはまことにさうである。けれども、カスト制度、封建制度に於ける層位の事象が社會存立の根本的な事情と人性との中から自ら成立したものである以上、微弱なる程度に於ては、あるが、それへの傾向はつねに作用しつゝある。而して、今日の社會の内部に於ても、財産特權などの他に、職業又は何等かの部類といふ如きものによる體統、而も平素は意識に上らざる性質の上下關係が存立してゐる。所謂職業の尊卑等といふのはこれをさす。私は労働者、知識階級者などそれぞれに勞銀を決定するところの要求の根本をこの中に見出さうとするのである。更に進みて、勢力關係の發達を論ずるつもりであつたが、紙面に制限があるから、之を他日に期する。尤も、此問題にかつて『社會關係の研究』に於て論及したるところである。(一九三四、一一、二二朝)。